

【商品概要説明書】

(2019年5月1日現在)

商 品 名	エンジョイライフローン
ご利用 いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <p>(1) 満 60 歳以上で、最終ご返済時が満 80 歳以下の個人の方</p> <p>(2) 当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・各種共済年金）をお受け取りいただいている方、またはこれからお受け取りになる方で、年金受取口座を返済指定口座としていただける方</p> <p>(3) 年金担保融資のご利用をしていない方</p> <p>(4) お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業地域内の方 ※当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡</p> <p>(5) 保証会社（(一社) しんきん保証基金）の保証を受けられる方</p>
お使いみち	<p>健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかとなります。</p> <p>(1) お申込人またはお申込人のご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金</p> <p>(2) 上記のお使いみちで当金庫からお借り入れしたしんきん保証基金保証の個人ローン（切替プランを除く）の借換資金および借換に伴う繰上完済に係る手数料（上記（1）と合わせた申込みに限ります）</p> <p>※原則として、支払先へ振込できるものとなります。</p> <p>※お申込時点で、支払日から 1 ヶ月以内のものに限り支払済資金も対象となります。</p> <p>※対象とならない資金 事業性資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金（ただし、当金庫を窓口として納付する相続税・贈与税は対象）、旧債返済資金（ただし、上記（2）のみ対象）、転貸資金は対象外となります。</p>
ご融資金額	1 万円以上 100 万円以内（1 万円単位）
ご融資期間	3 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）
ご融資利率	<p>年 7. 8 %（固定金利型）</p> <p>※ご融資利率は、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。</p>
ご返済方法	元金均等または元利均等隔月返済となります。約定返済日は、偶数月の 15 日となります。元金据置期間は、6 ヶ月まで可能です。
担保・保証人	保証会社（(一社) しんきん保証基金）の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
保証料	ご融資利率に含まれております。
ご返済試算額	毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年 18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	<p>(1) 運転免許証 ※ 運転免許証を取得していない場合は、次のいずれか ・顔写真付住民基本台帳カード・パスポート・健康保険証・運転経歴証明書</p> <p>(2) 年金のお振込が確認できるもの ※これから年金を受給する場合（他金融機関からの変更を含む）は、当金庫に年金受給口座を指定したことがわかる資料（写）および年金証書（写）</p>

	<p>(3) お使いみちがわかる資料（見積書・注文書・請求書・パンフレット等）</p> <p>(4) ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届印鑑をお持ちください。）</p>
その他ご留意事項	<p>(1) ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。</p> <p>(2) お申込みに際しては、当金庫および（一社）しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両社の加盟する個人信用情報機関および同機関が提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(3) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>